

【令和4年第5回定例会 総務委員会委員長報告資料】

令和4年11月30日 総務委員長 川島 雅裕

○「議案第169号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 人事委員会の給与に関する勧告の意義について

公務員は民間企業の就業者とは異なり、争議権や団体交渉権など憲法で定められた労働基本権が一部制約されているため、その代償措置として、人事委員会の給与に関する勧告により、社会一般の情勢に適応した職員の給与を確保するものである。

* 職員の給与の決定方法について

職員の給与は、地方公務員法及び川崎市職員の給与に関する条例等に基づいて決定するものであり、人事委員会の勧告を踏まえて、社会一般の情勢に適応するよう適切な措置を講じなければならないものである。人事委員会の勧告に基づく適正な措置として民間給与との較差を是正するため、本条例改正により、職員の給与を引き上げるものである。

* 物価高騰を踏まえた職員の給与の決定について

本条例改正は民間給与との較差を是正するものであり、民間給与は物価高騰等の社会一般の情勢が考慮されたものであるため、本件引上げは物価高騰による影響が反映されたものであると認識している。

* 会計年度任用職員の給与への影響について

会計年度任用職員の給与は、常勤職員との権衡を考慮して定めるものとしていくことから、次の会計年度である令和5年4月1日からの任用について、本条例改正後の給料表を基に給与水準の設定をすることとなる。

《意見》

* 職員及び会計年度任用職員の給与の決定に当たっては、物価高騰による影響を考慮してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第203号 令和4年度川崎市一般会計補正予算」

《意見》

* 本議案に含まれる特別職の給与は、一般職の給与と比較して高額であるため一律に引き上げるべきではないと考える一方、一般職の給与は引き上げるべきと考えるため、本議案に賛成するものである。

《審査結果》

全会一致原案可決